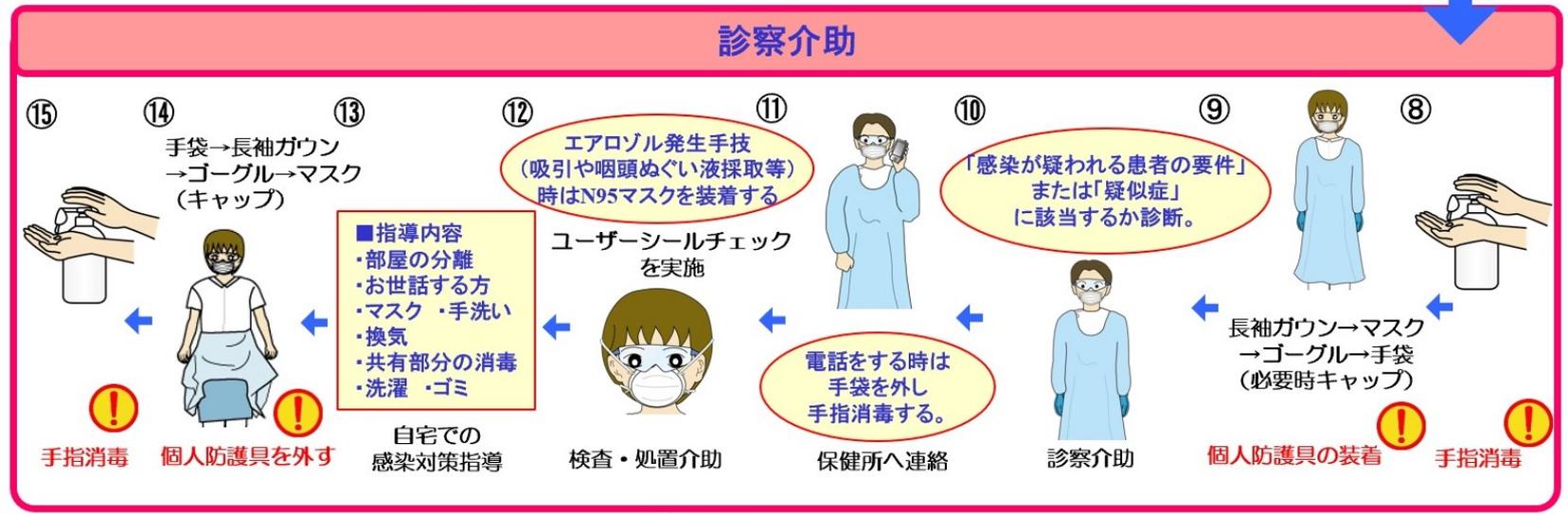


感染管理ベストプラクティス 実践事例紹介～与えられた施設的环境下でできる実践現場の最善策を目指して～

感染管理ベストプラクティス

一般医療機関外来診療介助(COVID-19が疑われる場合)【例】

2020年3月2日時点



ベストプラクティス: 問題解決のための優れた実践例

❗ 赤字: EBMに基づき強く推奨されているところ

* 実践事例は、作成されたご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成されたものです。同じ手順であっても他のご施設にはあわない可能性を含んでいることをご理解いただき、このまま、各ご施設のマニュアルとして使用しないでください。それぞれのご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成しご利用になられることをお願いいたします。

感染管理ベストプラクティス 実践事例紹介～与えられた施設的环境下でできる実践現場の最善策を目指して～

感染管理チェックリスト

テーマ：一般医療機関外来診療介助(COVID-19が疑われる場合)【例】

2020年3月2日時点

手順	感染管理のポイント	チェック	理由
1 待合室の分離	<ul style="list-style-type: none"> 発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者が、一定の距離を保てるように配慮する。¹⁾ 呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。¹⁾ 		<ul style="list-style-type: none"> 待合室での感染を防止する。
2 手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> 流水と手指洗剤での手洗いは、擦式手指消毒用アルコール製剤で手指消毒をする。 手が目に見えて汚れている場合は、流水と手指洗剤による手洗いを。少なくとも15秒以上かけて手全体を洗い、十分に乾燥させる。 擦式手指消毒用アルコール製剤での手指消毒は全工程20秒以上かけて手指消毒を実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> 前作業からの手指の汚染を断ち切る。 流水と手指洗剤による手洗いは、病原体を減らすことができる。 擦式手指消毒用アルコール製剤での手指消毒は、適切な擦式手指消毒用アルコール製剤の量を使用することで手指に付着している病原体を殺菌することができる。 手指衛生を確実にすることにより交差感染のリスクを減らすことができる。 患者に接触する前後は手指衛生を行う。(I B)²⁾
3 マスクの装着	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者は、標準予防策を遵守する。つまり、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用する。¹⁾ 		<ul style="list-style-type: none"> 血液、体液、分泌物、排泄物の飛散が予想される処置やケアでは、眼、鼻、口の粘膜を保護するためPPEを着用する。作業内容から予想される必要性に合わせてマスク、ゴーグル、フェイスシールド、またそれぞれの組み合わせを選択する。(I B / I C)³⁾
4 トリアージ	<p>■感染が疑われる患者の要件⁴⁾⁷⁾ 患者が次のア、イ、ウに該当する。 ア.発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの。 イ.37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に、中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に渡航又は居住していたもの。 ウ.37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安⁵⁾ ■風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。) ■強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方 ■高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方でこの状態が2日程度続く場合</p>		<p>■濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。(届出基準より)⁴⁾ ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの</p> <p>■濃厚接触とは(一般の方向けQ&Aより)⁶⁾ 濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(目安として2メートル)で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度)が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安とは、一般の方が帰国者・接触者相談センターへ相談をする目安</p>
5 手指消毒	<ul style="list-style-type: none"> 擦式手指消毒用アルコール製剤で手指消毒をする。 全工程20秒以上かけて手指消毒を実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> 患者に接触する前後は手指衛生を行う。(I B)²⁾
6 個室の診察室へ移動	<ul style="list-style-type: none"> 他の患者と交差しない最短ルートで移動する。 トリアージに使用した診察室は十分換気する。 ※トリアージに使用した診察室の物品消毒、環境清掃は「一般医療機関外来環境整備(COVID-19が疑われる場合)」を参照。 		<ul style="list-style-type: none"> 診察室および入院病床は個室が望ましい。¹⁾

* 実践事例は、作成されたご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成されたものです。同じ手順であっても他のご施設にはあわない可能性を含んでいることをご理解いただき、このまま、各ご施設のマニュアルとして使用しないでください。それぞれのご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成しご利用になられることをお願いいたします。

感染管理ベストプラクティス 実践事例紹介～与えられた施設的环境下でできる実践現場の最善策を目指して～

感染管理チェックリスト

テーマ：一般医療機関外来診療介助（COVID-19が疑われる場合）【例】

2020年3月2日時点

7	手指消毒し マスクを外す	<ul style="list-style-type: none"> ・擦式手指消毒用アルコール製剤で手指消毒をする。 ・全工程20秒以上かけて手指消毒を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前作業からの手指の汚染を断ち切る。 ・汚染したマスクのままガウンを着用するとガウンの内側が汚染する恐れがある。
8	手指消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・擦式手指消毒用アルコール製剤で手指消毒をする。 ・全工程20秒以上かけて手指消毒を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。¹⁾ ・患者に接触する前後は手指衛生を行う。(I B)²⁾
9	個人防護具の装着	<ul style="list-style-type: none"> ・長袖ガウン、マスク、ゴーグル(またはフェイスシールド、シールド付きマスク等)、手袋の順で装着する。 ・必要時キャップも装着する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・COVID-19 患者(確定例)、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。¹⁾ ・血液その他の潜在的感染性物質、粘膜、損傷皮膚、汚染の可能性のある正常皮膚(便失禁や尿失禁の患者など)との接触が十分予想される場合は手袋を着用する。(I B/I C)³⁾ ・処置および患者ケアにて血液、体液、分泌物、または排泄物との接触が予想される場合は、作業に適したガウンを着用し、皮膚を保護して衣服への付着(汚染)を防ぐ。(I B/I C)³⁾ ・血液、体液、分泌物、排泄物の飛散が予想される処置やケアでは、眼、鼻、口の粘膜を保護するためPPEを着用する。作業内容から予想される必要性に合わせてマスク、ゴーグル、フェイスシールド、またそれぞれの組み合わせを選択する。(I B/I C)³⁾
10	診察介助	<p>■「感染が疑われる患者」または「疑似症」⁴⁾</p> <p>* 感染が疑われる患者ア～エ(ア～ウは手順4参照)</p> <p>エ: 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの。</p> <p>* 疑似症</p> <p>発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は指定感染症であり、確定例、無症状病原体保有者、疑似症患者、感染症死亡者の死体、感染症死亡疑い者の死体と診断した場合は、届出を直ちにしなければならぬ。⁴⁾
11	保健所等へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者・接触者相談センター」へ連絡 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html ・電話に触れる場合は、手袋を外し手指消毒を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋を介して電話や周囲環境へ汚染が拡散することを防ぐ。
12	検査・処置介助	<ul style="list-style-type: none"> ・N95マスク装着時は、手袋を外す→手指消毒→サージカルマスクを外す→手指消毒→N95マスクを装着→ユーザーシールドチェック→手袋装着をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の気道吸引、気管内挿管、検体採取などエアロゾル発生手技を実施する際には N95 マスク(または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する。¹⁾

* 実践事例は、作成されたご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成されたものです。同じ手順であっても他のご施設にはあわない可能性を含んでいることをご理解いただき、このまま、各ご施設のマニュアルとして使用しないでください。それぞれのご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成しご利用になられることをお願いいたします。

感染管理ベストプラクティス 実践事例紹介～与えられた施設的环境下でできる実践現場の最善策を目指して～

感染管理チェックリスト

テーマ：一般医療機関外来診療介助(COVID-19が疑われる場合)【例】

2020年3月2日時点

13	自宅での感染対策指導	ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ⁸⁾ (1)部屋を分けましょう (2)感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で。 (3)マスクをつけましょう (4)こまめに手を洗いましょう (5)換気をしましょう (6)手で触れる共有部分を消毒しましょう (7)汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう (8)ゴミは密閉して捨てましょう	・自宅内外への感染拡大を防止する。
14	個人防護具を外す	・手袋、長袖ガウン、ゴーグルまたはフェイスシールド、マスクの順で外す。	・マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。 ¹⁾ ・PPEを脱ぐ際に衣服や皮膚の汚染を避ける。(Ⅱ) ³⁾ ・患者や患者周囲の環境表面(医療器具を含む)と接触した後は手の汚染を防ぐ正しい方法で手袋を外す。同じ手袋を着用したまま複数の患者のケアを行ってはならない。再使用する目的で手袋を洗浄してはならない。この行為については病原体伝播との関連が認められている。(ⅠB) ³⁾ ・同じ患者に再度接する場合であってもガウンを再使用しない。(Ⅱ) ³⁾
15	手指消毒	・擦式手指消毒用アルコール製剤で手指消毒をする。 ・全工程20秒以上かけて手指消毒を実施する。 ※診察室の物品消毒、環境清掃は「一般医療機関外来環境整備(COVID-19が疑われる場合)」を参照。	・未滅菌手袋を脱いだ後は手指衛生を行う。(ⅠB) ²⁾ ・患者に接触する前後は手指衛生を行う。(ⅠB) ²⁾ ・体液あるいは浸出液、粘膜、正常でない皮膚あるいは創部ドレッシングに触れた後は手指衛生を行う。(ⅠA) ²⁾

参考文献

- 国立感染症研究所 国立国際医療研究センター 国際感染症センター 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改訂2020年2月21日)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>
- WHO 医療における手指衛生ガイドライン 2009
- CDC 隔離予防策に関するガイドライン2007
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第1項及び第 14 条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592718.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>
- 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)令和2年3月1日時点版
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第1項及び第 14 条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000601416.pdf>

* 実践事例は、作成されたご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成されたものです。同じ手順であっても他のご施設にはあわない可能性を含んでいることをご理解いただき、このまま、各ご施設のマニュアルとして使用しないでください。それぞれのご施設の資源・背景、方針や目的にあわせて作成しご利用になられることをお願いいたします。